（参考資料 1-2）

研修指定の手続きの流れ

◆研修指定申請

【事業者⇒広島県】

（要綱第 5 条，要領第 4 の 2）

※研修開講日の 180 日前から 30 日前までの間に提出してください。（※募集開始時期が早い場合は，募集開始前に指定を受けられるように提出してください。）

※必要書類の様式は，県 HP からダウンロードしてください。

※事業者の指定を受けていない場合，指定申請と同時に申請することができます。

補正依頼

【広島県⇒事業者】

（要綱第 6 条第 2 項）

不指定及び申請却下

【広島県⇒事業者】

（要綱第 6 条第 2 項，3 項）

研修指定

【広島県⇒事業者】

（要綱第 6 条第 1 項）

※指定した研修の情報は，県 HP へ掲載します。（※研修指定申請時に，HP への掲載を「否」とした場合を除く。）

◆中止届

【事業者⇒広島県】

（要綱第 11 条，要領第 8）

※研修の一部または全部を中止する場合

※中止決定から 10 日以内に提出してください。

◆変更届

【事業者⇒広島県】

（要綱第 10 条，要領第 7）

※指定内容に変更が生じた場合

※変更決定から 10 日以内に提出してください。

◆実施報告

【事業者⇒広島県】

（要綱第 9 条，要領第 6）

※研修終了後 60 日以内に提出してください。

※修了者名簿は，事業者において永久保存してください。